

前橋市水道施設寄附基準 新旧対照表

改 正	現 行
<p>3 寄附物件の材質</p> <p>(1) 口径50mmから150mmについては、配水用ポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管(GX形)とする。</p> <p>(2) 口径200mm以上については、ダクタイル鋳鉄管(GX形)とする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この基準は平成29年5月1日から適用する。</p>	<p>3 寄附物件の材質</p> <p>(1) 口径50mmから100mmについては、配水用ポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管(GX形)とする。</p> <p>(2) 口径150mm以上については、ダクタイル鋳鉄管(GX形)とする。ただし、合併地区においては、内径150mmに限り配水用ポリエチレン管とすることができる。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この基準は平成29年4月1日から適用する。</p>